

登録料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程第45条の規定に基づくチームの登録料、基本規程第46条に基づく審判員及び審判指導者の登録料について必要な事項を定める。

(登録料)

第2条 登録チームは、次に掲げる区分に応じた登録料を納入しなければならない。監督登録料は、登録申請時において条件を満たす指導者ライセンスを保有している者が監督になる場合は免除される。

(1) サッカー

ア チーム登録料

区分		チーム登録料	監督登録料
1	第1種 (Jリーグ・JFL)	37,000円	2,000円
	第1種 (社会人)	37,000円	2,000円
	第1種 (大学・高専)	33,000円	2,000円
2	第2種 (高体連)	36,000円	2,000円
	第2種 (クラブユース・その他)	20,000円	2,000円
3	第3種 (中体連)	15,000円	2,000円
	第3種 (クラブユース・その他)	15,000円	2,000円
4	第4種	15,000円	2,000円
5	シニア	30,000円	2,000円
6	女子 (一般・大学)	20,000円	2,000円
	女子 (高校)	15,000円	2,000円
	女子 (中学)	15,000円	2,000円

ただし、チーム登録料には、法人会費 (5,000円)、機関紙購読料 (5,000円)、及び第1種社会人チームは社会人連盟費 (6,000円) を含むものとする。

イ 選手登録料

区分		選手登録料
1	第1種 (Jリーグ・JFL)	3,500円×登録人数
	第1種 (社会人)	3,500円×登録人数
	第1種 (大学・高専)	3,000円×登録人数
2	第2種 (高体連)	2,700円×登録人数
	第2種 (クラブユース・その他)	2,300円×登録人数
3	第3種 (中体連)	2,300円×登録人数
	第3種 (クラブユース・その他)	2,300円×登録人数
4	第4種	1,600円×登録人数

5	シニア	3,000円×登録人数
6	女子（一般・大学）	3,000円×登録人数
	女子（高体連）	2,700円×登録人数
	女子（高体連以外の加盟チームの高校生）	2,500円×登録人数
	女子（中学）	2,300円×登録人数

(2) フットサル

ア 東北及び県フットサルリーグ加盟チーム

	区分	チーム登録料	選手登録料	監督登録料
1	フットサル第1種（一般）	8,000円	4,000円×登録人数	2,000円
2	フットサル第2種（高校）	7,000円	1,700円×登録人数	2,000円
3	フットサル第3種（中学）	7,000円	1,500円×登録人数	2,000円
4	フットサル第4種（小学）	7,000円	1,000円×登録人数	2,000円

ただし、チーム登録料には、法人会費（5,000円）、機関紙購読料（5,000円）、及びフットサル連盟費（3,000円）を含むものとする。

また、選手登録料には、フットサル連盟費（1種：2,500円、2種・3種・4種：500円）を含むものとする。

イ 上記以外のチーム

	区分	チーム登録料	選手登録料	監督登録料
1	フットサル第1種（一般）	16,000円	1,500円×登録人数	2,000円
2	フットサル第2種（高校）	14,000円	1,200円×登録人数	2,000円
3	フットサル第3種（中学）	14,000円	1,000円×登録人数	2,000円
4	フットサル第4種（小学）	14,000円	500円×登録人数	2,000円

ただし、チーム登録料には、法人会費（5,000円）、機関紙購読料（5,000円）を含むものとする。

(審判登録料)

第3条 審判員は、本協会、日本協会及び東北協会が定める登録料を納入しなければならない。

2 本協会登録料の金額は、次の表のとおりとする。

	区分	登録料
1	1級審判員	3,400円
2	2級審判員	3,000円
3	3級審判員	2,400円
4	4級審判員	2,000円
5	3級審判員（18歳未満）	1,200円
6	4級審判員（18歳未満）	1,000円
7	フットサル1級審判員	3,400円
8	フットサル2級審判員	3,000円

9	フットサル3級審判員	2,400円
10	フットサル4級審判員	2,000円
11	フットサル3級審判員（18歳未満）	1,200円
12	フットサル4級審判員（18歳未満）	1,000円

（審判指導者登録料）

第4条 審判指導者は、本協会、日本協会及び東北協会が定める登録料を納入しなければならない。

2 本協会登録料の金額は、次の表のとおりとする。

区分		登録料
1	1級審判インストラクター	2,000円
2	2級審判インストラクター	2,000円
3	3級審判インストラクター	2,000円
4	フットサル1級審判インストラクター	2,000円
5	フットサル2級審判インストラクター	2,000円
6	フットサル3級審判インストラクター	2,000円

（改正）

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この登録料に関する規程の改正は、平成25年6月24日から施行する。（2条）
- 3 この登録料に関する規程の改正は、平成26年3月24日から施行する。（2条1項2号）
- 4 この規程の改正は、平成29年3月21日から施行する。（3条）
- 5 この規程の改正は、平成29年6月25日から施行する。（3条）
- 6 この規程の改正は、平成30年6月17日から施行する。（1条、2条）
- 7 この規程の改正は、令和元年6月24日から施行する。（3条、4条）
- 8 この規程の改正は、令和4年6月19日から施行する。（2条、3条、4条）
- 9 この規程の改正は、令和5年6月18日から施行する。（3条、4条、5条）
- 10 この規程の改正は、令和5年11月25日から施行する。（2条）
- 11 この規程の改正は、令和6年3月16日から施行する。（2条）